

## 埼玉県環境科学国際センターにおける競争的資金等の適正な管理に関する規程

平成19年10月31日 総長決裁

平成27年 4月 1日 最終改正

### (趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県環境科学国際センター（以下「センター」という。）の研究者が行う研究に要する研究費のうち、競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）の適正な管理及びこれによる研究活動上の不正行為の防止について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「競争的資金等の適正な管理」とは、研究の実施において、競争的資金等の不正使用や不正受給の未然防止に努め、競争的資金等の適正な使用の確保及び適正な会計事務処理を行うことをいう。

2 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、競争的資金等で行う研究課題に係る研究計画の立案、研究の実施及び研究成果報告の各過程においてなされる捏造、改ざん及び盗用の行為をいう。

### (最高管理責任者)

第3条 センターにおける競争的資金等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止に関し、最終的な責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）は、総長の職にある者とする。

2 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止を図るため、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、最高管理責任者を補佐する者として、センター全体を統括する実質的な権限と責任を有する者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、競争的資金等の適正な管理に関しては事務局長の職にある者を、研究活動上の不正行為の防止に関しては研究所長の職にある者をもって充てる。

2 統括管理責任者は、機関全体の具体的な対策を策定し、実施状況を確認しなければならない。

### (コンプライアンス推進責任者)

第5条 最高管理責任者は、研究所におけるコンプライアンスの推進について実質的な権限と責任を有する者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置き、研究推進室長の職にある者をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、センターにおける競争的資金等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止のために、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 具体的な対策を実施し、実施状況を統括管理責任者へ報告すること。

(2) 職員に対してコンプライアンス教育を行い、受講状況を管理すること。

(3) 職員が適切な業務を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

### (経理事務責任者)

第6条 最高管理責任者は、競争的資金等の経理事務について責任を有する者（以下「経理事務責任者」という。）を置き、研究企画室長の職にある者をもって充てる。

2 経理事務責任者は、競争的資金等の適正な管理のために、次の各号に掲げる事務を行わな

ればならない。

- (1) 競争的資金等の出納及び保管に関すること。ただし、競争的資金等のうち、県の歳入歳出予算に計上したものは除く。
  - (2) 物品（設備備品を含む）等の発注の承認に関すること。
  - (3) 契約及び支出書の承認に関すること。ただし、競争的資金等のうち、県の歳入歳出予算に計上したものは除く。
- 3 最高管理責任者は、経理事務責任者を補助する者として、経理事務担当者を置き、研究企画室及び総務担当の職員をこれに充てる。

（各責任者の責務）

第7条 各責任者は、その責務が果たされないことにより不正を招いたときは、地方公務員法及び埼玉県職員倫理規定等により、処分の対象となるものとする。

（研究員等の責務）

第8条 研究員及び経理事務担当者（以下「研究員等」という。）は、競争的資金等を適正に使用するとともに、研究活動等又は業務上の不正行為を行ってはならない。

- 2 研究員等は、この規程及びこの規程に基づく各統括管理責任者の指示に従わなければならない。
- 3 研究員等は、競争的資金等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止に関するコンプライアンス教育に参加しなければならない。
- 4 研究員等は、競争的資金等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止に関する調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。
- 5 研究員等は、競争的資金等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止に関する誓約書を提出しなければならない。

（不正防止への取組）

第9条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正使用や研究活動上の不正行為を未然に防ぐため、別に定める「不正防止に向けた具体的な取組」に基づき、競争的資金等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止に努めなければならない。

（防止計画推進チーム）

第10条 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止を推進するため、防止計画推進チームを置くこととする。

- 2 防止計画推進チームは、職員のうち、事務局長をリーダーとし、研究所長、研究企画室長、研究推進室長、研究推進室副室長、総務担当を所管する担当部長の職にある者及びその他最高管理責任者が指名する者をもって構成する。
- 3 防止計画推進チームは、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 別に定める「不正防止に向けた具体的な取組」の推進並びに検証及び改善に関すること。
  - (2) 競争的資金等について、センターにおける使用ルールの策定及び改善に関すること。
  - (3) その他競争的資金等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止に向けた取組に関すること。

（相談窓口）

第11条 最高管理責任者は、研究員及び他の研究機関等から、競争的資金等の事務処理等の手続に関する相談を受け付ける窓口を研究企画室に設置する。

- 2 相談業務は、前条第2項で規定する者が行うこととする。

(通報窓口)

第 12 条 職員等から競争的資金等の不正使用及び研究活動上の不正行為に関する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、「埼玉県職員からの公益通報処理規程」（平成 18 年 3 月 22 日総合政策部長決裁）で設置された窓口を活用するとともに、通報の処理については、同規程に基づくものとする。

2 前項の「職員等」とは、知事部局、労働委員会事務局、収用委員会事務局（以下「知事部局等」という。）の一般職の職員及び次の各号に掲げる者をいう。

(1) 地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する知事部局等の非常勤職員

(2) 知事部局等と請負契約その他の契約を締結している事業等に従事する者

(3) 知事部局等を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者

3 最高管理責任者は、通報窓口、連絡先、通報の方法、その他必要な事項を第 2 項に該当する者に対して周知しなければならない。

(調査)

第 13 条 最高管理責任者は、通報窓口から不正に係る調査が必要と判断された場合には、弁護士等の第三者を含む調査委員会を設置して、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用額等について調査するものとする。

2 最高管理責任者は、不正に係る調査の結果等を通報窓口へ報告するとともに、配分機関に報告するものとする。

3 不正に係る調査について、体制及び手続等の詳細は別に定める。

(検査担当)

第 14 条 競争的資金等の適正な管理を確保するため、競争的資金等により購入した物品（設備品を含む）等の納品検査は、研究企画室の職員が行うこととする。

2 競争的資金等により、物品（設備品を含む）等を購入した研究員は、研究企画室の職員から納品検査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

3 競争的資金等により、特殊な役務（プログラム開発、機器の保守・点検等）を行った場合は、契約ごとに別に定める検査員が検査を行うこととする。

(内部監査)

第 15 条 最高管理責任者は、センターにおける競争的資金等の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止等に関する監査（以下「内部監査」という。）を行うこととする。

2 前項の内部監査は、総務担当を所管する担当部長及び担当課長の職にある者が担当することとする。

3 内部監査を行う者は、必要に応じて防止計画推進チームに協力を求めることができる。

(内部監査の実施)

第 16 条 内部監査は、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 競争的資金等の不正使用の防止及び研究活動上の不正行為の防止等の体制の整備につながる監査を行うこと。

(2) 監査により、不正の発生要因を把握したときは、速やかに防止計画推進チームに対して効果的かつ実効性のある改善策を求めること。

(3) 必要に応じて埼玉県監査事務局による職員調査と連携すること。

- 2 内部監査は、競争的資金等の交付又は契約を締結した年度の翌年度の5月に行うものとする。
- 3 研究員は、内部監査の実施に協力しなければならない。

(不正を行った者に対する処分等)

第17条 不正を行った者に対しては、その悪質性に応じて、地方公務員法及び埼玉県職員倫理規定等により処分するものとする。

- 2 最高管理責任者は、通報等に基づく調査及び内部監査等により不正が認定されたときは、速やかに不正の内容やそれに対する措置等を公表しなければならない。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 1月 5日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。